

2023年5月24日

知立市議会議長 様



公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する
公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

2009年7月に公共サービス基本法が施行され、第11条では「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」ことが定められました。しかしその取り組みは、個々の地方公共団体の努力に任せられ、国の役割は果たされていない状況にあります。

公共サービス基本法制定の背景は、公共サービスの民間開放が急激に推進されるもと、受注をめぐる低価格過当競争や短期間での契約更新が、多くの公契約事業従事者を低賃金かつ不安定雇用の「官製ワーキングプア」に陥れるとともに、民間企業は最大限の利益確保を旨とすることから、公共サービスの質の低下や人命をも損なう重大事故の多発を招いたことにあります。

そうした背景のもと、各地方公共団体の自発的な努力により、近年では人命を損なう事態こそ回避されてはいますが、公共サービスの質の保持や「官製ワーキングプア」の解消は未だ達成されておらず、国の責任で公共サービス基本法第11条を履行する公契約法の速やかな制定が必要です。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 「公共サービス基本法」第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすこと。
2. 公契約事業従事者の、適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。

以 上

【意見書案②】

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書（案）

2009年7月に公共サービス基本法が施行され、第11条では「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」ことが定められた。その取り組みは、個々の地方公共団体の努力に任せられ、国の役割は果たされていない状況にある。

公共サービス基本法制定の背景は、公共サービスの民間開放が急激に推進されるもと、受注をめぐる低価格過当競争や短期間での契約更新が、多くの公契約事業従事者を低賃金かつ不安定雇用の「官製ワーキングプア」に陥れ、民間企業は最大限の利益確保を旨とすることから、公共サービスの質の低下や人命をも損なう重大事故の多発を招いたことにある。

そうした背景のもと、各地方公共団体の自発的な努力により、近年では人命を損なう事態こそ回避されてはいるが、公共サービスの質の保持や「官製ワーキングプア」の解消は未だ達成されておらず、国の責任で公共サービス基本法第11条を履行する公契約法の速やかな制定が必要である。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 「公共サービス基本法」第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすこと。
2. 公契約事業従事者の、適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日

内閣総理大臣 宛
総務大臣
財務大臣

〇〇〇議会
議長